

感染症対策実施加算の算定について

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、すべての患者様（入院、外来および歯科）に対して新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取り扱いで、新たな加算が令和3年4月より設定されました。

当院では「新型コロナウイルス感染症（COVID - 19）診療の手引き」等を参考に以下の感染防止対策等を講じたうえで対応を行っており、当該加算を算定しております。

【感染防止対策等の留意事項】

- 状況に応じて飛沫予防策や接触予防策を適切に行う等、感染防止に十分配慮して患者様及びご家族、利用者様への診療等を実施しております。
- 新型コロナウイルス感染症の感染予防策に関する職員への周知を行っております。
- 病室や施設等の運用について、感染防止に資するよう、変更等に係る検討を行っております。